



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2021 DECEMBER / 248号

★ 商標「BIBLE」の登録 ★

1. 経緯

指定商品第3類「化粧品」について、標準文字の「BIBLE」という商標が出願されました(商願2020-22061)。審査では拒絶されましたが、不服審判では登録審決を受けました。今年9月21日付で第6445037号として商標登録されています。

2. 審査での拒絶査定理由

本願商標は、「BIBLE」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は「聖書」を意味する英語として一般に親しまれている。

そして、聖書は、キリスト教徒にとっての聖典であって、かけがえのない心のよりどころとなるものであり、また、キリスト教信者は、全世界にわたって多数存在し、日本国内にも相当数いることからすれば、「BIBLE」の語を、一私人である出願人が、自己の商標としてその指定商品に独占的に使用することは、我が国及び世界のキリスト教徒の宗教的信条を損ね、国際信義にも反するおそれがあるから、出願人がこれを採択、使用することは社会の一般的道徳観念に反し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号(公序良俗規定)に該当する。

3. 不服審判での登録審決理由

本願商標は、「BIBLE」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は「(キリスト教・ユダヤ教の)聖書。(聖書のように)権威ある書物、必読書。」の意味を有する英語(「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店)であり、いずれの意味においても我が国で親しまれている外来語である(「広辞苑 第7版」岩波書店)。

そのため、本願商標は、原審が指摘するようなキリスト教における聖典だけを特定するものではなく、その他の抽象的な意味(権威ある書物、必読書)をもって、一般的に広く利用されている語でもあるから、これを登録することが、国際信義に反するかは必ずしも明らかではない。

また、当審による職権調査によっても、本願商標について、その構成自体が非道徳的であったり、その指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであることなどを示す事実は見いだせない。

以上を踏まえると、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標とはいえ、商標法第4条第1項第7号に該当するものではないから、本願商標が同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

4. 感想

確かに「BIBLE」は「聖書」の意味から離れて、「受験のバイブル」などのような使用の仕方をされることがあります。しかし、敬虔なキリスト教信者なら、「BIBLE」の文字が化粧品の商標として使用されることを不快に思う人もかなりいるのではないかという気がします。「化粧品」なら許せても、「酒」や「たばこ」なら許せないという人もいるでしょう。

この審決がいうように、商標法第4条第1項第7号(公序良俗規定)の現在の一般解釈ではこのようなケースは含まれません。特許庁として条文の解釈を変更する必要があるようです。

ところで、他の宗教の経典名称はどうなっているのでしょうか。調べてみると、「般若心経」、「法華経」、「阿弥陀経」などは図形の一部に経典名称が現れている登録はありますが、経典名称だけの登録はないようです。「コーラン」は香蘭産業(株)という会社が第1類「化学肥料等」にカタカナで登録しています。社名の一部という認識なのでしょう。おそらくこれらの経典名称を商標登録しようとする、社会的な非難を受けたり、異議申立てや無効審判を受けたりして酷い目にあうことになると思います。